

平成14年9月23日

江戸川台西自治会

江戸川台西自治会地区、共同住宅および戸建住宅の建設と用途に関する西自治会としての指針。

江戸川台西自治会地区は、安全で心豊かに暮らせる潤いのある生活環境を維持する観点から、当地区に住宅（共同住宅または戸建住宅・兼用住宅）を建設しようとする者に対して、下記の指針で対応する。

1. 第一種低層住居専用地域

(1) 住宅建設に関わる敷地面積について。

- ア 住宅建設の際の敷地面積は135㎡以上とする。
- イ 家族・親族等が居住する場合など特別な事情がある場合は新たに設ける委員会で検討する。
- ウ 現在建築されている建物の敷地面積が135㎡未満の場合その敷地を分割しなければ建替えを認める。

(2) 共同住宅について。

- ア 新たに共同住宅として供する物件の新築は認めない。
但し所有者が居住する総戸数5戸以内のものについては、この限りではない。
- イ 前項但し書きに該当する場合であっても、共同住宅管理責任者の明確化、敷地内に専用のゴミ収集所の設置、駐車場の設置等地域環境の維持に協力すること、入居者の自治会加入と自治会活動への参加を施設認定の前提条件とする。

(3) 商業施設について。

- ア 既存の商業施設は容認するが、新設は認めない。
但し特別な事情がある場合は新たに設ける委員会に於いて検討する。

(4) その他。

- ア 地域住民に歓迎されない宗教活動のために建造物を使用することは認めない。
- イ 街並み景観を損なう派手な色彩や設備は認めない。

2. 近隣商業地域・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域

- (1) 法に定める用途制限の範囲内であること。
- (2) 商業施設については管理責任者の明確化と地域環境維持への協力が施設を認める前提条件とする。
- (3) 共同住宅については1-(2)-イの規定を準用する。

建築主又は施工者は上記指針に添った確約書、管理事項、管理責任者を明確にした書類を自治会長宛に提出し、自治会は所定の審議の上承認する。
尚、近隣住民への配慮、プライバシーの問題については検討した上、必要に応じてその仲介の労をとる。

以上

第一次指針 H 8. 7. 6
改 正 H14. 9. 23



江戸川台駅前（西口）